

全日本トラック協会ニュース

—平成27年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)—

「安全性優良事業所」に8,140事業所を認定

認定事業所数は22,372事業所となり、全事業所の26.7%に

認定マーク「Gマーク」



“G”の由来は、
Good「良い」、Glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会（星野良三会長）は、12月15日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「平成27年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、申請事業所8,420事業所のうち、平成27年度安全性優良事業所として8,140事業所を認定しました。

認定事業所の内訳については、新規申請2,142事業所、初回更新1,596事業所、2回目更新2,114事業所、3回目更新1,111事業所、4回目更新1,177事業所の計8,140事業所となります。これにより平成24年度、平成25年度及び平成26年度に認定した14,232事業所（12月15日現在、27年度の更新申請事業所を除く）と合わせて、「安全性優良事業所」は22,372事業所となりました。認定の有効期間は、平成28年1月1日から新規事業所は2年間、初回更新事業所は3年間、2回目、3回目及び4回目更新事業所は4年間となります。

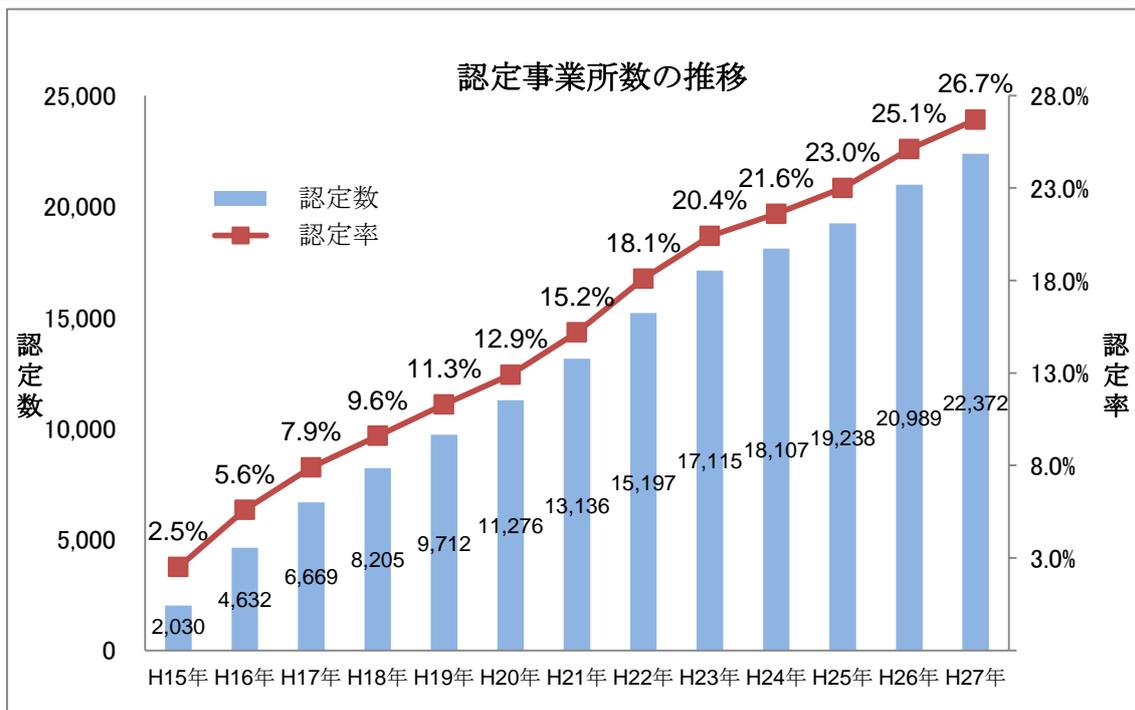
今回の認定により、安全性優良事業所は全国のトラック運送事業所数83,789事業所（平成27年12月時点）の26.7%に相当し、トラック運送事業所の4分の1以上が安全性優良事業所となっています。

なお、今回の申請事業所のうち1事業所において、不正申請を確認したため申請を却下しました。今後もこのような行為には厳正に対処してまいります。

今後も引き続き認定事業所の一層の拡大に向けて、認定事業所のインセンティブの拡充、荷主団体等に対する認定事業所の利用促進、巡回指導時等における積極的な普及促進活動等に努めて参ります。

平成 27 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る認定の状況

	申請件数 (A)	取下げ件数 (B)	審査件数 (A-B) = (C)	認定件数 (D)	認定率 (D/C)
新規申請	2,264	17	2,247	2,142	95.3%
初回更新申請	1,624	4	1,620	1,596	98.5%
2回目更新申請	2,184	8	2,176	2,114	97.2%
3回目更新申請	1,132	3	1,129	1,111	98.4%
4回目更新申請	1,216	4	1,212	1,177	97.1%
合計	8,420	36	8,384	8,140	97.1%



【平成 27 年度貨物自動車安全性評価事業のスケジュール】

- ・ 5 月 1 日 (金)～6 月 30 日 (火) 申請書類の頒布
- ・ 7 月 1 日 (水)～7 月 14 日 (火) 申請書類の受付 (地方実施機関にて実施)
- ・ 12 月 15 日 (火) 安全性優良事業所の認定

貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク制度) とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度であり、平成 15 年 7 月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 中村・柳川・布施・相原・廣瀬・林 ☎ 03-3354-1067 (適正化事業部)
 総務部広報室 金子・深田 ☎ 03-3354-1029 (広報室)
 ホームページ <http://www.jta.or.jp>

公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
☎ 03-3354-1009(代)
- 2.設立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会長 星野 良三(ほしの よしみ)
- 4.主たる事業
 - ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
 - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
 - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
 - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
 - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
 - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
 - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
 - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
 - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

平成27年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
評価結果集計表（都道府県・地区協会別）

H27.12.15

No	都道府県名	(A) 申請受理数 ※注1	(B) 取り下げ件数 ※注2	(C) 書類審査件数 (A)-(B) ※注3	(D) 評価中止件数 ※注4	(E) 申請却下件数 ※注5	(F) 評価件数 (C)- ((D)+(E))	(G) 認定数	(H) 認定要件 抵触数	認定率 (G)/(C)	
1-1	北海道	札幌	168	1	167	0	0	167	164	3	98.2%
1-2		函館	44	0	44	0	0	44	44	0	100.0%
1-3		室蘭	45	0	45	0	0	45	44	1	97.8%
1-4		旭川	61	0	61	0	0	61	60	1	98.4%
1-5		帯広	32	0	32	0	0	32	32	0	100.0%
1-6		釧路	25	0	25	0	0	25	23	2	92.0%
1-7		北見	23	0	23	0	0	23	23	0	100.0%
		計	398	1	397	0	0	397	390	7	98.2%
2	東北	青森	82	0	82	0	0	82	77	5	93.9%
3		岩手	104	1	103	0	0	103	101	2	98.1%
4		宮城	194	0	194	0	0	194	183	11	94.3%
5		秋田	61	0	61	0	0	61	60	1	98.4%
6		山形	59	1	58	0	0	58	56	2	96.6%
7		福島	141	1	140	0	0	140	140	0	100.0%
		計	641	3	638	0	0	638	617	21	96.7%
8	関東	茨城	254	1	253	0	0	253	250	3	98.8%
9		栃木	111	2	109	0	0	109	105	4	96.3%
10		群馬	148	1	147	0	0	147	144	3	98.0%
11		埼玉	481	3	478	0	0	478	467	11	97.7%
12		千葉	386	1	385	0	0	385	383	2	99.5%
13		東京	525	2	523	0	0	523	512	11	97.9%
14		神奈川	435	0	435	0	0	435	427	8	98.2%
15		山梨	63	0	63	0	0	63	61	2	96.8%
		計	2,403	10	2,393	0	0	2,393	2,349	44	98.2%
16	北陸信越	新潟	210	3	207	0	0	207	200	7	96.6%
17		長野	119	3	116	0	0	116	113	3	97.4%
18		富山	114	0	114	0	0	114	111	3	97.4%
19		石川	98	0	98	0	0	98	97	1	99.0%
		計	541	6	535	0	0	535	521	14	97.4%
20	中部	福井	69	0	69	0	0	69	69	0	100.0%
21		岐阜	132	1	131	0	0	131	131	0	100.0%
22		静岡	339	2	337	0	0	337	301	36	89.3%
23		愛知	615	2	613	0	0	613	601	12	98.0%
24		三重	184	0	184	0	0	184	179	5	97.3%
		計	1,339	5	1,334	0	0	1,334	1,281	53	96.0%
25	近畿	滋賀	126	0	126	0	0	126	119	7	94.4%
26		京都	162	1	161	0	0	161	158	3	98.1%
27		大阪	593	3	590	0	0	590	563	27	95.4%
28		兵庫	280	0	280	0	0	280	270	10	96.4%
29		奈良	51	0	51	0	0	51	49	2	96.1%
30		和歌山	56	0	56	0	0	56	54	2	96.4%
		計	1,268	4	1,264	0	0	1,264	1,213	51	96.0%
31	中国	鳥取	34	0	34	0	0	34	33	1	97.1%
32		島根	59	0	59	0	0	59	59	0	100.0%
33		岡山	158	0	158	0	0	158	154	4	97.5%
34		広島	232	1	231	0	1	230	222	8	96.1%
35		山口	123	0	123	0	0	123	122	1	99.2%
		計	606	1	605	0	1	604	590	14	97.5%
36	四国	徳島	53	0	53	0	0	53	51	2	96.2%
37		香川	79	1	78	0	0	78	78	0	100.0%
38		愛媛	97	0	97	0	0	97	93	4	95.9%
39		高知	35	1	34	0	0	34	34	0	100.0%
		計	264	2	262	0	0	262	256	6	97.7%
40	九州・沖縄	福岡	386	0	386	1	0	385	379	6	98.2%
41		佐賀	95	0	95	0	0	95	89	6	93.7%
42		長崎	56	0	56	0	0	56	50	6	89.3%
43		熊本	132	0	132	0	0	132	127	5	96.2%
44		大分	79	1	78	0	0	78	77	1	98.7%
45		宮崎	85	1	84	0	0	84	80	4	95.2%
46		鹿児島	89	1	88	0	0	88	85	3	96.6%
47	沖縄	38	1	37	0	0	37	36	1	97.3%	
		計	960	4	956	1	0	955	923	32	96.5%
	合計	8,420	36	8,384	1	1	8,382	8,140	242	97.1%	
	前年比 (4回目更新無し)	+542	▲2	+544	▲2	+1	+545	+685	▲140	+2.0%	

- (注) 1. 申請受理数は、全国実施機関で書類を受理した件数。(申請受理後に他都道府県に移転したものは移転先の都道府県にカウントする)
2. 取り下げ件数は、評価までに申請者から取り下げの申し出があった件数。
3. 書類審査件数は、申請受理数から取り下げ件数を除いた書類審査を行った件数。
4. 評価中止件数は、評価規程第4条第3項の各号を満たさなかったため、評価を中止した件数。
5. 申請却下件数は、評価規程第9条の2に該当する不正申請等により、申請を却下した件数。

安全性優良事業所の認定状況
(平成27年12月15日現在)

	認定事業所数 (事業者数)
平成24年度(第10回)安全性優良事業所 1. 2回目更新 1, 392事業所 2. 3回目更新 1, 625事業所	3, 017 (1, 598)
平成25年度(第11回)安全性優良事業所 1. 初回更新 2, 375事業所 2. 2回目更新 1, 427事業所	3, 802 (2, 257)
平成26年度(第12回)安全性優良事業所 1. 新規 2, 516事業所 2. 初回更新 1, 821事業所 3. 2回目更新 1, 747事業所 4. 3回目更新 1, 329事業所	7, 413 (3, 946)
平成27年度(第13回)安全性優良事業所 1. 新規 2, 142事業所 2. 初回更新 1, 596事業所 3. 2回目更新 2, 114事業所 4. 3回目更新 1, 111事業所 5. 4回目更新 1, 177事業所	8, 140 (4, 506)
合 計	22, 372 (10, 012)

※(1) 認定事業所数22,372は、全事業所数83,789(平成27年12月現在)の26.7%に該当する(前年度比1.6ポイント増)。

(2) 認定事業者数10,012は、全事業者62,637(平成27年3月末現在)の16.0%に該当する(前年度比0.7ポイント増)。
※なお、事業者数の合計は、各年度において重複事業者があるため、各年度の合算値と一致しない。

(3) 認定事業所数22,372の車両台数(580,726台)は、全営業用トラック1,381,282台(平成27年3月末現在)の42.0%に該当する(前年度比2.0ポイント増)。

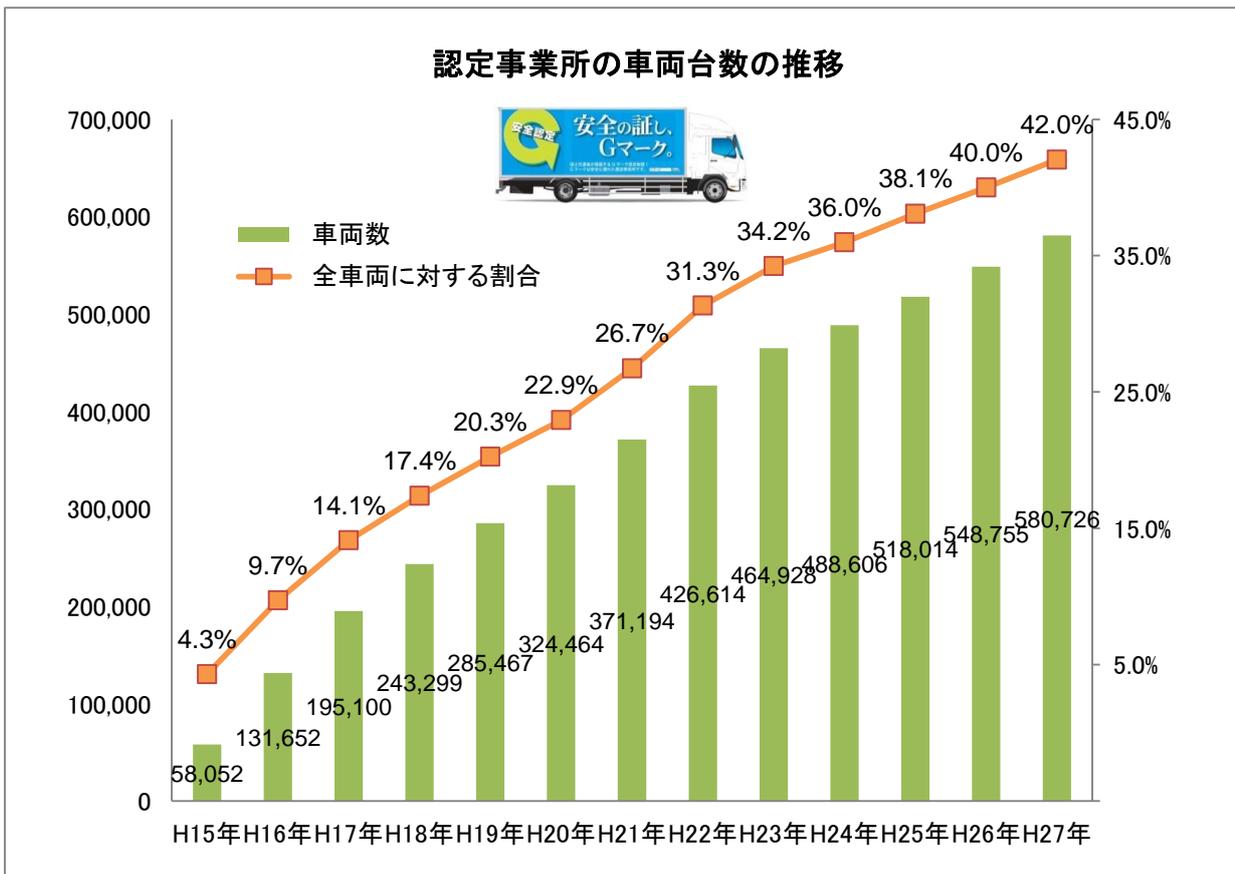
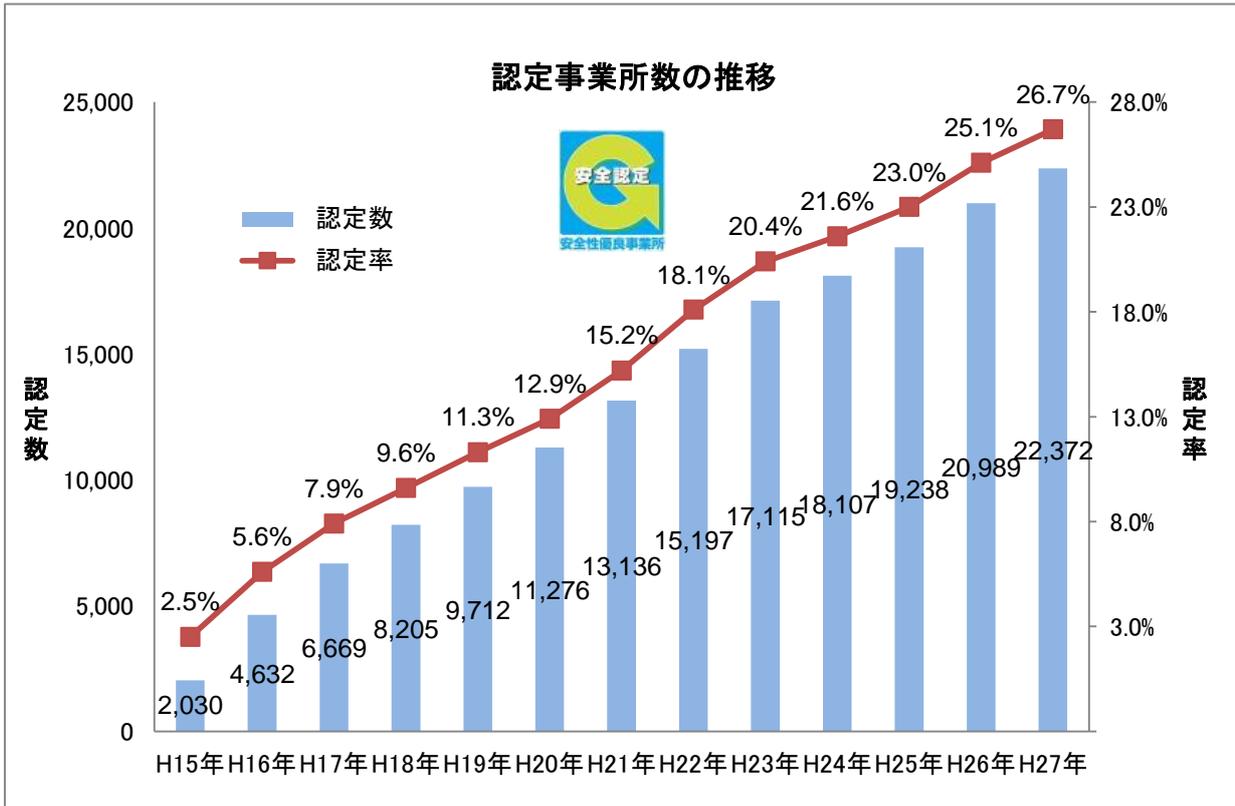
安全性優良事業所 都道府県別認定状況

平成27年12月15日現在

No	地区名	平成24年度			平成25年度			平成26年度					平成27年度					合計	認定取得率 合計÷(A)	(参考) H27年12月 の 事業所数 (A)			
		2更	3更	(合計)	初更	2更	(合計)	新規	初更	2更	3更	(合計)	新規	初更	2更	3更	4更				(合計)		
1-1	北海道	札幌	46	38	84	60	32	92	50	37	31	29	147	40	38	41	24	21	164	487	24.0%	4,751	
1-2		函館	8	6	14	16	11	27	12	8	12	6	38	12	13	8	5	6	44				123
1-3		室蘭	10	12	22	9	7	16	19	5	7	10	41	11	9	11	8	5	44				123
1-4		旭川	8	17	25	17	7	24	18	10	10	13	51	10	23	8	7	12	60				160
1-5		帯広	10	6	16	13	10	23	7	10	7	9	33	9	7	8	3	5	32				104
1-6		釧路	6	9	15	7	9	16	4	4	2	10	20	3	7	5	3	5	23				74
1-7		北見	5	10	15	5	4	9	8	4	5	3	20	1	7	5	3	7	23				67
		計	93	98	191	127	80	207	118	78	74	80	350	86	104	86	53	61	390	1,138	24.0%	4,751	
2	東北	青森	22	11	33	30	19	49	9	16	14	19	58	21	16	19	11	10	77	217	21.3%	1,021	
3		岩手	33	25	58	14	21	35	26	17	26	18	87	28	14	20	15	24	101	281	28.6%	982	
4		宮城	32	24	56	37	28	65	66	37	23	33	159	50	26	38	42	27	183	463	25.6%	1,807	
5		秋田	16	25	41	21	21	42	13	20	39	10	82	7	7	19	16	11	60	225	36.1%	624	
6		山形	20	26	46	20	13	33	12	15	27	21	75	15	9	11	14	7	56	210	32.4%	649	
7		福島	25	26	51	34	36	70	36	47	42	36	161	29	30	31	32	18	140	422	28.6%	1,478	
			計	148	137	285	156	138	294	162	152	171	137	622	150	102	138	130	97	617	1,818	27.7%	6,561
8	関東	茨城	23	29	52	58	24	82	105	59	45	15	224	89	55	63	22	21	250	608	19.3%	3,156	
9		栃木	19	12	31	39	11	50	65	25	19	11	120	32	20	29	14	10	105	306	18.4%	1,664	
10		群馬	30	19	49	50	32	82	77	44	51	12	184	35	34	46	19	10	144	459	28.2%	1,626	
11		埼玉	88	62	150	135	76	211	158	108	96	44	406	158	99	133	48	29	467	1,234	24.2%	5,098	
12		千葉	53	48	101	115	63	178	129	116	74	50	369	108	75	124	40	36	383	1,031	26.5%	3,884	
13		東京	73	86	159	163	87	250	222	84	77	66	449	157	106	106	52	91	512	1,370	22.4%	6,103	
14		神奈川	50	49	99	126	47	173	137	94	52	61	344	167	69	92	56	43	427	1,043	24.3%	4,284	
15	山梨	12	14	26	26	15	41	14	22	17	18	71	18	13	10	14	6	61	199	32.6%	610		
		計	348	319	667	712	355	1,067	907	552	431	277	2,167	764	471	603	265	246	2,349	6,250	23.7%	26,425	
16	北陸信越	新潟	52	51	103	42	31	73	82	23	43	36	184	37	26	42	50	45	200	560	41.5%	1,350	
17		長野	34	60	94	45	35	80	31	25	42	50	148	26	21	23	25	18	113	435	37.7%	1,153	
18		富山	21	22	43	22	20	42	30	28	28	25	111	18	28	27	19	19	111	307	36.1%	850	
19		石川	19	17	36	21	21	42	39	15	23	21	98	21	15	28	17	16	97	273	28.1%	973	
		計	126	150	276	130	107	237	182	91	136	132	541	102	90	120	111	98	521	1,575	36.4%	4,326	
20	中部	福井	10	21	31	19	14	33	18	22	9	12	61	14	21	13	8	13	69	194	30.4%	638	
21		岐阜	17	14	31	49	20	69	28	28	60	17	133	41	23	37	21	9	131	364	26.6%	1,369	
22		静岡	69	43	112	87	61	148	95	55	65	71	286	55	48	90	50	58	301	847	32.1%	2,636	
23		愛知	93	149	242	121	95	216	123	138	116	86	463	140	110	169	79	103	601	1,522	34.2%	4,450	
24		三重	21	14	35	52	24	76	28	32	37	22	119	84	34	31	13	17	179	409	27.3%	1,500	
		計	210	241	451	328	214	542	292	275	287	208	1,062	334	236	340	171	200	1,281	3,336	31.5%	10,593	
25	近畿	滋賀	11	16	27	28	13	41	49	33	13	14	109	32	51	18	8	10	119	296	32.9%	900	
26		京都	25	40	65	48	17	65	36	23	36	26	121	49	25	47	19	18	158	409	28.6%	1,432	
27		大阪	79	104	183	144	90	234	167	125	117	78	487	144	123	158	43	95	563	1,467	26.4%	5,565	
28		兵庫	51	69	120	91	58	149	138	66	75	50	329	85	47	78	28	32	270	868	26.7%	3,250	
29		奈良	6	30	36	14	10	24	16	16	9	11	52	7	9	25	6	2	49	161	20.9%	769	
30	和歌山	6	7	13	33	5	38	16	28	3	15	62	6	8	22	8	10	54	167	22.8%	734		
		計	178	266	444	358	193	551	422	291	253	194	1,160	323	263	348	112	167	1,213	3,368	26.6%	12,650	
31	中国	鳥取	36	14	50	12	28	40	6	6	18	9	39	5	8	10	0	10	33	162	37.2%	436	
32		島根	10	15	25	22	10	32	14	9	21	7	51	12	12	17	2	16	59	167	29.8%	561	
33		岡山	26	44	70	44	28	72	57	45	39	38	179	26	23	48	29	28	154	475	28.1%	1,689	
34		広島	35	56	91	69	39	108	52	41	54	31	178	48	39	66	27	42	222	599	28.5%	2,105	
35		山口	15	22	37	35	22	57	22	19	20	32	93	15	17	37	17	36	122	309	30.4%	1,018	
		計	122	151	273	182	127	309	151	120	152	117	540	106	99	178	75	132	590	1,712	29.5%	5,809	
36	四国	徳島	13	11	24	22	13	35	11	14	18	7	50	9	7	12	18	5	51	160	31.2%	513	
37		香川	12	19	31	28	13	41	29	17	27	9	82	24	16	26	8	4	78	232	28.4%	816	
38		愛媛	15	18	33	26	17	43	47	26	19	17	109	26	25	29	11	2	93	278	23.2%	1,196	
39		高知	11	5	16	21	9	30	8	5	15	9	37	7	5	12	5	5	34	117	20.2%	579	
		計	51	53	104	97	52	149	95	62	79	42	278	66	53	79	42	16	256	787	25.4%	3,104	
40	九州・沖縄	福岡	43	66	109	148	68	216	75	94	86	51	306	81	70	108	58	62	379	1,010	31.6%	3,201	
41		佐賀	15	10	25	14	15	29	28	14	19	26	87	19	14	23	19	14	89	230	34.0%	677	
42		長崎	9	10	19	27	9	36	14	12	7	5	38	18	14	8	8	2	50	143	19.5%	732	
43		熊本	15	34	49	22	23	45	19	23	11	15	68	29	29	21	19	29	127	289	26.4%	1,094	
44		大分	6	26	32	22	16	38	18	19	11	7	55	18	24	8	14	13	77	202	27.6%	733	
45		宮崎	13	19	32	26	10	36	12	8	9	15	44	15	12	16	16	21	80	192	26.4%	728	
46		鹿児島	10	45	55	13	15	28	17	26	12	18	73	26	12	22	8	17	85	241	16.6%	1,453	
47	沖縄	5	0	5	13	5	18	4	4	9	5	22	5	3	16	10	2	36	81	8.5%	952		
		計	116	210	326	285	161	446	187	200	164	142	693	211	178	222	152	160	923	2,388	25.0%	9,570	
	合計		1,392	1,625	3,017	2,375	1,427	3,802	2,516	1,821	1,747	1,329	7,413	2,142	1,596	2,1							

認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

平成27年12月15日現在



平成27年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の実施について

I. 事業内容

1. 申請書類の頒布期間

平成27年5月1日（金）～6月30日（火）（土・日・祝日を除く）

※Web申請書作成システムを利用する場合、平成27年4月16日（木）～同7月14日（火）

2. 申請受付期間

平成27年7月1日（水）～7月14日（火）（土・日を除く）

3. 評価対象

評価を希望する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）単位とする。

4. 申請資格

申請資格は、申請基準日（平成27年7月1日現在）で以下の事項の全てを満たす事業所とする。

- ①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。
- ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③A. 虚偽の申請、その他不正な手段等（以下、「不正申請等」という。）により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
B. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等（以下、「認定証等」という。）の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

5. 申請方法

事業所が所在する都道府県の地方実施機関（都道府県トラック協会）の受付窓口に提出する。

6. 評価項目

下記の3評価項目について、評価基準に基づき点数化する。

- ①安全性に対する法令の遵守状況（配点40点）
地方実施機関による巡回指導の結果及び運輸安全マネジメントに対する取組状況の実績を用いる。
- ②事故や違反の状況（配点40点）
国土交通省から提供される事故及び行政処分の実績を用いる。
- ③安全性に対する取組の積極性（配点20点）
申請事業所の上記内容の実績を用いる。

7. 評価結果の通知

評価結果を各申請事業所に対して、平成27年12月中旬に通知する。

8. 安全性優良事業所の認定

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」に認定する。

- ①評価項目（100点満点）の評価点数の合計点が80点以上であること。
- ②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。
 - I 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点（40点満点）
 - II 事故や違反の状況・・・・・・・・・・21点（40点満点）
 - III 安全性に対する取組の積極性・・・・・・・・12点（20点満点）
- ③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。
- ④社会保険等への加入が適正になされていること。

9. 安全性優良事業所の有効期間

「安全性優良事業所」の認定の有効期間は、下記のとおりとする。

- ①新規申請事業所
平成28年1月1日～平成29年12月31日・2年間
- ②初回更新事業所（平成25年度認定）
平成28年1月1日～平成30年12月31日・3年間
- ③2回目更新事業所（平成24年度認定）
平成28年1月1日～平成31年12月31日・4年間
- ④3回目更新事業所（平成23年度認定）
平成28年1月1日～平成31年12月31日・4年間
- ⑤4回目更新事業所（平成23年度認定）
平成28年1月1日～平成31年12月31日・4年間

10. 認定証等の授与等

- (1) 「安全性優良事業所」には、認定証を授与し、「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用に関し、認定の有効期間に限り許可する。
- (2) 安全性優良事業所に対して、「Gマーク」ステッカーの確実な車両貼付を期すとともに、「Gマーク」ステッカー貼付車両が他事業所の模範となるよう、更に安全運行の徹底を要請する。

11. 安全性優良事業所の公表

「安全性優良事業所」に認定した事業所は、全日本トラック協会ホームページで事業所名、住所、電話番号を公表する。

また、認定事業所からの希望により、主な輸送品目の掲載及びホームページへのリンクを行う。

12. 申請料

- (1) Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料
- (2) 複写式申請書による申請：申請書実費1,000円（税込）